

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2496, 2498)

平成27年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成28年8月
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

平成27年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成27年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約226万件、輸入重量で約3,190万トンでした。また、農林水産省が作成した「平成27年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て平成27年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 平成27年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階において安全性確保に係る措置を講ずる。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成27年度計画：95,090件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成27年4月1日現在：全輸出国対象の17品目及び32カ国・1地域対象の78品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

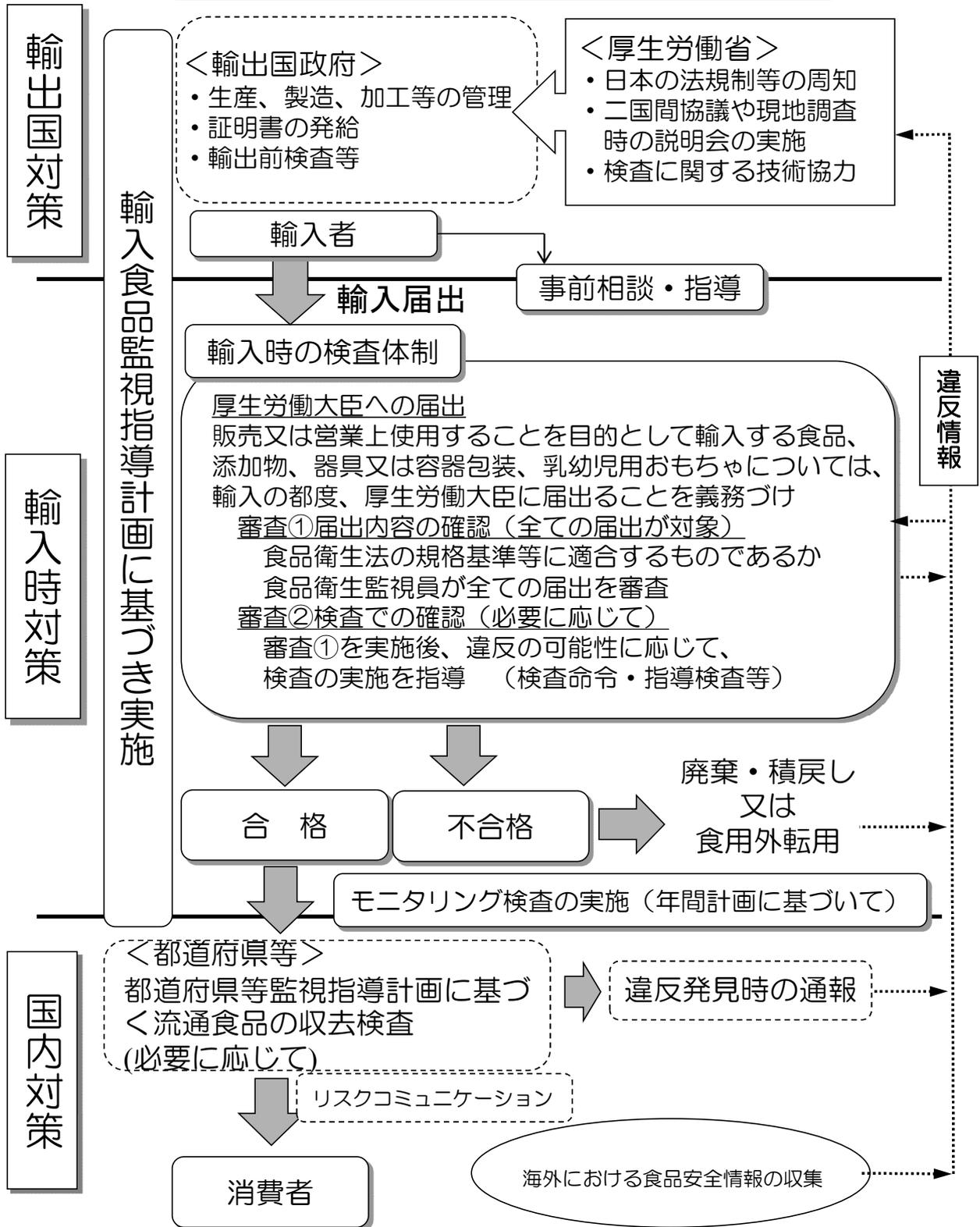
4 輸出国における安全対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による安全対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する我が国の食品安全規制の周知

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の衛生管理に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

輸入食品の監視体制等の概要



2. 平成27年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第4条による、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならないとの基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下に掲げる措置を講じた。

(1) 法第27条に基づく輸入届出の審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)をはじめとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

平成27年度の輸入届出は、件数で2,255,019件、重量で31,900千トンであった。輸入届出のうち、195,667件に対して検査を実施し、このうち858件(延べ897件)に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.04%に相当する(表1)。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第28条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

平成27年度は52,211件(計画件数延べ95,090件に対し97,187件(実施率:約102%))を実施し、このうち172件(延べ173件)に法違反が確認され(表2)、回収、廃棄等の措置を講じた。



保税倉庫での検体採取

モニタリング検査等で法違反が発見された食品等に対しては、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を30%とし(表3)、さらに、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象としたほか(表4)、アフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った(表5)。

なお、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受けて開始した加工食品の残留農薬検査については、平成27年度において11,005件を実施し、米国産の穀類調整品において、基準値を超えたピリミホスメチルの検出が1件認められた。

(3) 法第 26 条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性の高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 28 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 31 カ国・1 地域対象の 69 品目を検査命令の対象としており、平成 27 年度は、58,874 件（延べ 93,859 件）を実施し、このうち 239 件（延べ 239 件）に法違反が確認され（表 6）、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第 11 条違反（食品の成分規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）が 541 件、法第 6 条違反（アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等）が 243 件、法第 10 条違反（指定外添加物の使用）が 42 件、法第 18 条違反（器具又は容器包装の規格）が 31 件、食肉の衛生証明書に係る法第 9 条違反（食肉の衛生証明書の不添付）が 1 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反が 1 件であった（表 7）。

また、検査分類別の内訳は、冷凍食品等の微生物に係る規格違反が 222 件（25.9%）（表 8-①）、有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が 153 件（17.8%）（表 8-②）、残留農薬に係る規格違反が 135 件（15.7%）（表 8-③）、指定外添加物の使用に係る違反及び添加物の使用基準違反が 121 件（14.1%）（表 8-④）、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反 106 件（12.4%）（表 8-⑤）、残留動物用医薬品に係る規格違反 52 件（6.1%）（表 8-⑥）、器具、容器包装及びおもちゃに係る規格違反 32 件（3.7%）（表 8-⑦）、その他 38 件（4.4%）（表 8-⑧）であった。

① 微生物に係る規格違反状況（表 8-①）

国別では、中国が 62 件（27.9%）、タイ 28 件（12.6%）、韓国 21 件（9.5%）と続いている。また、違反内容の多くは、冷凍食品の汚染の指標である微生物規格（細菌数、大腸菌群、E. coli（大腸菌））の 179 件（80.6%）であった。

②有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況（表 8-②）

国別では、米国が 36 件 (23.5%)、中国 25 件 (16.3%)、イタリア 16 件 (10.5%) と続いており、違反内容は、米国及び中国では落花生のアフラトキシンの付着、イタリアではピスタチオナッツペーストのアフラトキシンの付着が最も多かった。

また、違反内容の多くは、カビ毒（アフラトキシン及びパツリン）の 115 件 (75.2%) であり、次いでシアン化合物が 21 件 (13.7%)、放射性物質 8 件 (5.2%) であった。品目別では、落花生 42 件 (27.5%)、ピスタチオナッツ（ピスタチオナッツペースト含む）15 件 (9.8%)、ハトムギ 10 件 (6.5%) と続いている。

③残留農薬に係る規格違反状況（表 8-③）

国別では、中国が 34 件 (25.2%)、ベネズエラ 18 件 (13.3%)、エクアドル 16 件 (11.9%) と続いており、違反内容は、中国ではたまねぎのチアメトキサムが最も多く、ベネズエラ及びエクアドルでは全てカカオ豆の 2,4-D であった。

また、品目別では、カカオ豆 45 件 (33.3%)、ゴマの種子 13 件 (9.6%)、たまねぎ 12 件 (8.9%) と続いている。

④指定外添加物の使用に係る違反及び添加物の使用基準違反状況（表 8-④）

国別では、フランスが 13 件 (10.7%)、中国 11 件 (9.1%)、台湾 10 件 (8.3%)、ブラジル 10 件 (8.3%) と続いており、違反内容は、フランスではチョコレート類への指定外添加物（アゾルビン、キノリンイエロー）の使用、中国では漬け物（野菜）へのスクラロースの過量使用、台湾では菓子類へのソルビン酸の対象外使用が最も多かった。

また、指定外添加物の使用に係る違反 42 件の内容は、着色料（アゾルビン、オレンジⅡ、キノリンイエロー、パテントブルーⅤ、ファーストレッド E、ブリリアントブラック BN）17 件 (40.5%)、TBHQ 14 件 (33.3%)、サイクラミン酸 5 件 (11.9%) と続いており、添加物の使用基準違反 79 件の内容は、二酸化硫黄 34 件 (43.0%)、ソルビン酸 17 件 (21.5%)、ポリソルベート 5 件 (6.3%) と続いている。

⑤腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反状況（表 8-⑤）

国別では、米国が 22 件 (20.8%)、タイ 16 件 (15.1%)、コロンビア 15 件 (14.2%) と続いており、違反内容は、米国では小麦が最も多く、タイでは全て米、コロンビアでは全てコーヒー豆であった。

また品目別では、コーヒー豆 50 件 (47.2%)、米 23 件 (21.7%)、小麦 22 件 (20.8%) と続いている。

⑥残留動物用医薬品に係る規格違反状況（表 8-⑥）

国別では、ベトナムが 33 件 (63.5%)、インド 8 件 (15.4%)、フランス 4 件 (7.7%) と続いており、違反内容は、ベトナムではえびのエンロフロキサシン、インドではえびのフラゾリドンが最も多く、フランスでは全て鶏肉のナイカルバジンであった。

また、品目別では、えび 32 件 (61.5%)、かわはぎ 7 件 (13.5%)、鶏肉 5 件 (9.6%) と続いている。

⑦器具、容器包装及びおもちゃに係る規格違反状況（表 8-⑦）

国別では、中国が 22 件 (68.8%)、台湾 3 件 (9.4%)、ドイツ 2 件 (6.3%) と続いている。

⑧その他（表 8-⑧）

その他の違反事例の主なものは、添加物の成分規格違反 14 件、安全性審査の
手続を経ていない遺伝子組換えパパイヤの検出 5 件、輸入を認められていないふ
ぐの混入 5 件、安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換え米の検出 2 件など
であった。

(5) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合
には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸
入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

平成 27 年度において、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づ
く特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年
9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)に基づき、検査命令等による直近 60 件の
違反率が 5%を超えた輸入食品等について、輸出国等に対して改善を要請すると
ともに、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動
対象となる食品等はなかった。

(6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収
集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、輸入
実績の確認を行い、フランス産ナチュラルチーズにおけるサルモネラ汚染、南ア
フリカ共和国産ぶどう酒におけるガラス片混入、米国産飲料におけるガラス片混
入、イタリア産オリーブにおける硫酸銅の不正使用などについて、輸入時の監視
体制の強化及び国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収や輸入届出の
保留等の措置を指示した（表 9）。

(7) 輸出国における安全対策の推進

①二国間協議、現地調査（表 10）

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に
対して当該食品の違反情報を提供し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再
発防止対策を講じるよう要請した。二国間協議の結果、韓国産青とうがらし及び
トマトについて、対日輸出管理体制が整ったことが確認された。

牛肉等の対日輸出プログラムの遵守状況（牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）
に係る対策）や残留農薬等に係る輸出国の衛生対策の推進等、輸出国における生
産、加工段階での安全対策の確認について、必要に応じて専門家を派遣し、現地
調査等を行った。

米国及びカナダ産牛肉については、定期査察としての対日輸出認定施設におけ
る現地調査にて、対日輸出プログラムの遵守状況について確認した。

スウェーデン、ブラジル、ノルウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタ
イン及びイタリア産牛肉については、現地調査にて、対日輸出プログラムの実施
準備状況等について確認し、当該国からの輸入を再開した（スイス、リヒテンシ
ュタイン及びイタリア産牛肉については平成 28 年度に解禁）。

オーストラリア産牛肉については、対日輸出登録施設における現地調査にて、
輸出条件が遵守されていることを確認した。

また、タイ産アスパラガス、おくら、バナナ、マンゴー及びマンゴスチンにつ

いては、タイ政府が示した法違反に対する再発防止対策及び対日輸出登録業者の現地調査での指摘事項が対日輸出管理プログラムに反映され、輸出国における更なる安全対策を推進した。

ベトナム産食品については、異物の混入に係るベトナム政府の原因究明及び再発防止策を受け、平成 26 年度に現地調査にて再発防止策を確認し、通常の監視体制とした。

オーストラリア産二枚貝については、再発防止対策が適切に実施されていることを現地調査にて確認し、通常の監視体制とした。

フィリピン産マンゴーについては、残留農薬に係るフィリピン政府の原因究明及び再発防止策を受け、現地調査を実施した。



フィリピン産マンゴーの農場

② 輸出国事前調査（表 11）

問題発生 of 未然防止のため、輸出国での安全対策に関する調査として計画的に情報収集を実施し、必要に応じて現地調査を行った。

平成 27 年度においては、インドネシア、ドイツ、フランス及びベトナムについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。

また、調査に合わせ、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者や食品業者を対象にセミナーを開催した。

③ 日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検験検疫総局との覚書」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなっている。

平成 27 年度は、実務者レベル協議を開催し、中国側からは、平成 26 年に発生した使用期限切れ鶏肉等を使用した加工食品に関する事案について、日本向けを含む輸出食品に問題がなかったとの説明、輸出食品の衛生対策についての説明等がなされた。日本側からは、落花生のアフラトキシン、二枚貝の残留農薬及び貝毒並びにウーロン茶及びえだまめの残留農薬について、中国国内及び輸出食品の衛生対策に係る関係機関の連携の下で、効果的かつ実効性のある再発防止策を講じるよう要請するとともに、引き続き我が国に輸出する食品の安全性を確保するよう要請した。

なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する結果等については、下記 URL に掲載している。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/exporter/index.html

④ 技術協力

エチオピアでのコーヒー豆に係る残留農薬の試験検査技術を向上するため、平成 27 年 9 月 9 日から同年 11 月 4 日の間において、検疫所から現地に専門家を派遣した。

また、パラグアイでのゴマの種子に係る残留農薬の試験検査技術を向上するため、同年 11 月 1 日から、厚生労働省から現地に専門家を派遣している。

(8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施を通じて、輸入食品等の自主的な安全管理の推進を図ることとなっている。

平成 27 年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会において、延べ 97 回の説明会を実施し、延べ 3,321 人の関係者の参加を得た。

また、24,377 件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した事例が 364 件（延べ 461 件）であった（**表 12**）。

法に適合しなかった相談件数の条文別内訳は、法第 11 条が 227 件、法第 10 条が 151 件、法第 9 条及び第 18 条が各 4 件、法第 6 条が 1 件であった（**表 13**）。

また、国別では、米国が 57 件（15.7%）、フランス 27 件（7.4%）、フィリピン 24 件（6.6%）と続いている（**表 14**）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

指定外添加物（法第 10 条）について比較すると、輸入時に法違反が判明した違反件数が 42 件、輸入前指導（輸入相談）にて確認した法に適合しなかった相談件数 151 件と輸入前相談（輸入相談）時の方が多かった。このことから、輸入前指導（輸入相談）にて輸入者の自主的な安全管理の推進が図られたことにより、法違反に該当する食品等の輸入が未然に防止されていることが確認された。



検疫所による説明会

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（**表 15**）。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 27 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
2,255,019	31,900	195,667 (58,874) ^{※3}	8.7	858 (239) ^{※3}	0.04 (0.41) ^{※3}
(前年度実績) 2,216,012	32,412	195,390	8.8	877	0.04

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 27 年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,879	2,152	5
	残留農薬	1,191	1,834	0
	添加物	118	136	0
	病原微生物	657	679	0
	成分規格等	295	405	0
	放射線照射	29	32	0
	SRM除去	-	1,442	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、 冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,236	2,270	2
	残留農薬	1,697	1,911	0
	添加物	1,247	1,399	0
	病原微生物	3,584	3,441	2
	成分規格等	2,236	2,418	5
	カビ毒	-	1	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,572	2,742	0
	残留農薬	1,014	2,011	0
	添加物	297	327	2
	病原微生物	1,074	1,371	1
	成分規格等	359	377	0
	放射線照射	34	31	1
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食 品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,114	4,881	1
	残留農薬	4,051	5,087	0
	添加物	1,924	2,268	3
	病原微生物	4,661	5,350	4
	成分規格等	4,930	4,759	38
	放射線照射	-	13	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落 花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,559	3,004	0
	残留農薬	8,831	10,146	40
	添加物	474	505	2
	病原微生物	1,495	1,477	0
	成分規格等	355	354	1
	カビ毒	2,513	2,521	2
	遺伝子組換え食品	464	445	0
	放射線照射	119	132	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実 加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	689	0
	残留農薬	6,980	7,888	9
	添加物	4,551	5,221	5
	病原微生物	956	1,250	0
	成分規格等	2,349	2,767	15
	カビ毒	2,774	2,941	1
	遺伝子組換え食品	198	237	1
	放射線照射	424	430	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用 油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	2	0
	残留農薬	1,014	1,123	0
	添加物	2,984	3,278	12
	成分規格等	598	468	6
	カビ毒	1,135	1,297	0
	遺伝子組換え食品	-	2	0
	放射線照射	-	1	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	88	122	0
	添加物	1,075	1,185	1
	成分規格等	657	684	2
	カビ毒	118	121	1
	遺伝子組換え食品	-	2	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,582	1,558	10
総計(延数)		95,090※2	97,187 実施率約102%	173※3

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌 O26、O103、O104、O111、O121、O145 及び O157、リステリア・モノサイトゲネス等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 各食品群の年度計画数に検査強化食品分として計画した 10,000 件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数

表 3 モニタリング検査強化品目^{※1}(平成 27 年度)
(平成 28 年 3 月 31 日時点^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	アスパラガス	アメトリン
	鰻	マラカイトグリーン
	ウーロン茶	インドキサカルブ
	えび	クロルテトラサイクリン
	きくらげ	クロルピリホス
	さといも	クロルピリホス
	しそ	ピリメタニル
	しょうが	チアメトキサム
	菜の花	ハロキシホップ
	にら	トリアゾホス
		メタラキシル及びメフェノキサム
	ねぎ(わけぎを含む。)	ピリダベン
	はまぐり	プロメトリン
	まつたけ	クロルピリホス
	未成熟いんげん	フィプロニル
	未成熟えんどう	ジメトモルフ
養殖えび	フラゾリドン	
ベトナム	青とうがらし	ジフェノコナゾール
		プロピコナゾール
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール
	えび	オキシテトラサイクリン
蜂の子	オキシテトラサイクリン	
タイ	赤とうがらし	トリアゾホス
	えび(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※5}
	コブミカンの葉	プロフェノホス
	にがうり	メタラキシル及びメフェノキサム
	豚肉	フラゾリドン
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※4}
	バナナ	ビフェントリン
	パパイヤ	シベルメトリン
	マンゴー	アゾキシストロピン
韓国	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※4}
	エゴマ	ジニコナゾール
	しじみ	エンドスルファン
コロンビア	カカオ豆	フィプロニル
	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス
		2,4-D

対象国・地域	対象食品	検査項目
米国	鶏肉	エトキシキン
	プロポリス	クロラムフェニコール
	ラズベリー	メキシフェノジド
イタリア	くり	アフラトキシン
	とうもろこし	アフラトキシン
インド	クミンの種子	イプロベンホス
	鶏卵	エンロフロキサシン
エジプト	キンセンカ	クロルピリホス
		プロフェノホス
オーストラリア	菜種	フェニトロチオン
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
スペイン	アーモンド加工品	アフラトキシン
	うるち米	テブコナゾール
チリ	キウイー	フェンヘキサミド
	ぶどう	プロフェノホス
ベルギー	チョコリ	メタラキシル及びメフェノキサム
	パースニップ	ジフェノコナゾール
メキシコ	アボカド	メタミドホス
	スターフルーツ	フルジオキソニル
アルゼンチン	チアシード	2,4-D
インドネシア	ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
英国	パースニップ	テブコナゾール
エクアドル	カカオ豆	ジウロン
オーストリア	西洋わさび	ジフェノコナゾール
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス
カナダ	プロポリス	クロラムフェニコール
ギリシャ	はちみつ	クマホス
台湾	にんじん	アセフェート
ブラジル	マンゴー	シベルメトリン
フランス	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
ペルー	キノア	フィプロニル
ボリビア	チアシード	2,4-D
南アフリカ共和国	グレープフルーツ	エポキシコナゾール
モザンビーク	ごまの種子	2,4-D
モロッコ	セイヨウニンジンボクの果実	アフラトキシン
ルーマニア	鶏卵	フラゾリドン

※1 検査命令を解除した品目を含む。なお、検査強化後 60 件もしくは1年の間に同一の違反事例が無い場合通常の監視体制とした。

※2 表4に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 27 年 6 月～10 月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 27 年 6 月～10 月)

表 4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(平成 27 年度)

対象国・地域	対象食品	検査項目
イタリア	うるち米	ピリミホスメチル
フランス	鶏肉	ナイカルバジン

表 5 直ちに検査命令へ移行した品目(平成 27 年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	アーモンド加工品	アフラトキシン
	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O26
		腸管出血性大腸菌 O145
		腸管出血性大腸菌 O157
オーストラリア	アーモンド加工品	アフラトキシン
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	クドア・セプテンpunkタータ
タイ	生食用えび(製造者限定)	腸炎ビブリオ
台湾	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
トルコ	アーモンド加工品	アフラトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 27 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査※ 件数	違反※ 件数	
全輸出国 (17 品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生	アフラトキシン	11,313	85	
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	348	8	
	すじこ	亜硝酸根	392	0	
	フグ	魚種鑑別	4	2	
中国 (19 品目)	鰻、えび、スッポン	エンロフロキサシン、オキシリニック酸、クロルテトラサイクリン、スルファジミジン、マラカイトグリーン	3,732	1	
	野菜(えだまめ、たまねぎ、ほうれんそう等)、ライチ、二枚貝、ウーロン茶	インドキサカルブ、ジフルベンズロン、チアメキサム、フィブロニル、プロメトリン、ジフェノコナゾール等	21,018	23	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	699	0	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	7,422	0	
	ハスの種子	アフラトキシン	19	0	
韓国 (13 品目)	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	32	0	
	エゴマ、しじみ、とうがらし、トマト、パプリカ、ミニトマト	エンドスルファン、クロルピリホス、ジニコナゾール、ジフェノコナゾール、フルキンコナゾール	711	4	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	124	0	
イタリア (10 品目)	うるち米	ピリミホスメチル	3	0	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	86	0	
	くり、とうもろこし、ピスタチオナッツ、アーモンド加工品	アフラトキシン	539	6	
タイ (10 品目)	野菜(おくら、グリーンアスパラガス等)、果実(マンゴー、バナナ等)	クロルピリホス、シベルメトリン、プロピコナゾール、EPN 等	2,046	3	
インド (8 品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,482	7	
	クミンの種子、とうがらし、ひよこ豆、紅茶	グリホサート、トリアゾホス、プロフェノホス、ヘキサコナゾール	150	3	
	ケツメイシ、ひよこ豆、フェネグリーク	アフラトキシン	189	1	
米国 (6 品目)	ナチュラルチーズ、非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	23	0	
	とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2800	7	
その他(27 カ国・1 地域、総 51 品目)			40,727	89	
総 計			(延数)※1	93,859	239
			(実数)※2	58,874	239

※1 検査項目別の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表7 条文別違反状況(平成27年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	244	27.2	アーモンド、乾燥いちじく、くるみ、ケツメイシ、とうもろこし、チアシード、とうがらし(香辛料)、ナツメグ、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、輸入を認められていないふぐの混入、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ナチュラルチーズからの腸管出血性大腸菌の検出、生食用まぐろからのサルモネラ菌の検出、ひらめからのクドア・セブテンブクタータの検出、食塩の輸送時における食用外油の付着、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭やカビの発生等)
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	1	0.1	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	44	4.9	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、オレンジⅡ、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、パラオキシ安息香酸メチル、ファーストレッドE、プリリアントブラックBN、ヨウ素化塩、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素)の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	569	63.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群等)、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	38	4.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	1	0.1	おもちゃの規格違反
総計	897(延数) ^{※1} 858(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-① 微生物に係る規格違反状況(平成 27 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
中国	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(6)、細菌数(5)、E. coli(2)	63
	冷凍食品(野菜類)	E. coli(7)、大腸菌群(4)、細菌数(2)	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数(4)、大腸菌群(2)、E. coli(2)	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)、細菌数(2)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(5)	
	冷凍食品(畜産物)	E. coli(2)、細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(豆類)	細菌数(3)、大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	細菌数(2)、大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数、大腸菌群、E. coli	
	加熱食肉製品	E. coli	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	冷凍食品(果実類)	E. coli	
	冷凍食品(種実類)	細菌数	
	ゆでだこ	大腸菌群	
タイ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(4) 腸炎ビブリオ最確数(MPN)(2)、細菌数	33
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(3)、大腸菌群(3)	
	加熱食肉製品	E. coli(5)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(4)	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(2)、細菌数	
	氷菓	細菌数、大腸菌群	
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群	
	冷凍食品(果実類)	細菌数	
	冷凍食品(魚類)	E. coli	
	冷凍食品(肉類)	E. coli	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
韓国	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(6)、細菌数	23
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)、細菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(3)、大腸菌群	
	ゆでがに	細菌数、大腸菌群	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	細菌数	
	冷凍食品(果実類)	細菌数	
	冷凍食品(野菜類)	大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
ベトナム	冷凍食品(水産動物類)	E. coli(5)、大腸菌群(3)、細菌数	20
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(3)、E. coli	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
フィリピン	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(4)、細菌数、E. coli	14
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(2)、細菌数、腸炎ビブリオ最確数(MPN)	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	大腸菌群(3)	
	ゆでだこ	細菌数	
インド	冷凍食品(野菜類)	E. coli(4)、細菌数(3)	12
	冷凍食品(穀類)	E. coli(2)	
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
台湾	冷凍食品(穀類)	細菌数(4)、大腸菌群	11
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(果実)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(えび)	大腸菌群	
インドネシア	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数(2)、大腸菌群(2)	8
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(2)	
	ゆでだこ	細菌数	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(4)、細菌数	7
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	
フランス	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(3)	7
	バター	大腸菌群(2)	
	アイスクリーム	大腸菌群	
	加熱食肉製品	大腸菌群	
イタリア	冷凍食品(その他の食品)	細菌数、大腸菌群	6
	アイスマルク	大腸菌群	
	非加熱食肉製品	E. coli	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜類)	E. coli	
米国	粉末清涼飲料	細菌数(3)、大腸菌群	6
	ミネラルウォーター	大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
パキスタン	冷凍食品(穀類)	細菌数、E. coli	4
	冷凍食品(豆類)	細菌数、E. coli	
ベルギー	アイスクリーム	大腸菌群	4
	加熱食肉製品	E. coli	
	冷凍食品(野菜類)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	
ブラジル	氷菓	大腸菌群	3
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍果汁飲料	大腸菌群	
マレーシア	粉末清涼飲料	細菌数、大腸菌群	3
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
カナダ	ゆでがに	大腸菌群	2
	冷凍食品(魚類)	細菌数	
シンガポール	加熱食肉製品	E. coli(2)	2
スウェーデン	冷凍食品(魚類)	細菌数、大腸菌群	2
ドイツ	加熱食肉製品	大腸菌群	2
	冷凍食品(穀類)	大腸菌群	
バングラデシュ	バター	大腸菌群	2
	ゆでがに	細菌数	
オーストラリア	冷凍食品(野菜類)	細菌数	1
オランダ	クリーム	大腸菌群	1
スペイン	冷凍食品(野菜類)	E. coli	1
ニュージーランド	冷凍食品(野菜類)	大腸菌群	1
リトアニア	冷凍食品(穀類)	大腸菌群	1
総計		(延数)※1	239
		(実数)※2	222

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-② 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(平成 27 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
米国	落花生	アフラトキシン(17)	36
	とうもろこし	アフラトキシン(7)	
	アーモンド	アフラトキシン(6)	
	くるみ	アフラトキシン(2)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(2)	
	亜麻仁油	シアン化合物	
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
中国	落花生	アフラトキシン(20)	25
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	
	ハトムギ	アフラトキシン(2)	
	亜麻の種子	シアン化合物	
イタリア	ピスタチオナッツペースト	アフラトキシン(6)	16
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス(2)	
	煮豆類	アフラトキシン、シアン化合物	
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス(2)	
	アーモンド	アフラトキシン	
	果実の調整品	放射性物質	
	チョコレート類	シアン化合物	
	洋菓子	シアン化合物	
タイ	ハトムギ	アフラトキシン(8)	11
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	
	キャッサバ	シアン化合物	
イラン	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(6)	10
	乾燥いちじく	アフラトキシン(4)	
フランス	ナチュラルチーズ	腸管出血性大腸菌 O26、O145、O157	7
	きのこ類	放射性物質	
	種実類の調整品	シアン化合物	
	植物性油脂	アフラトキシン	
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン	
ミャンマー	バター豆	シアン化合物(6)	6
インドネシア	ナツメグ	アフラトキシン(4)	4
オーストラリア	アップルジュース	パツリン(2)	4
	植物性油脂	アフラトキシン	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	
インド	落花生	アフラトキシン(2)	3
	ケツメイシ	アフラトキシン	
カナダ	菓子類	シアン化合物(2)	3
	亜麻の種子	シアン化合物	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
ドイツ	乾燥果実	放射性物質	3
	種実類のペースト	シアン化合物	
	農産加工品	シアン化合物	
フィンランド	乾燥果実	放射性物質(3)	3
韓国	ひらめ	クドア・セプテンpunkタータ	2
	野菜の調整品	シアン化合物	
スリランカ	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	2
台湾	とうがらし調整品	アフラトキシン(2)	2
トルコ	アーモンド油	アフラトキシン	2
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
パキスタン	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン	2
	ミックススパイス	アフラトキシン	
パラグアイ	植物性油脂	アフラトキシン	2
	チアシード	アフラトキシン	
ブラジル	調理用ミックス	シアン化合物	2
	落花生	アフラトキシン	
南アフリカ共和国	落花生	アフラトキシン(2)	2
オーストリア	チョコレート類	シアン化合物	1
スウェーデン	ベリー類	放射性物質	1
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	1
デンマーク	ブルーベリージャム	放射性物質	1
ネパール	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン	1
フィリピン	冷凍まぐろ(生食用)	サルモネラ属菌	1
ボリビア	ブラジルナッツ	アフラトキシン	1
総計		(延数)※1	154
		(実数)※2	153

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-③ 残留農薬に係る規格違反状況(平成 27 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		基準値あり	一律基準	
中国	たまねぎ		チアトキサム(12)	35
	あさり		プロメリン(5)	
	えだまめ		ジフェノナゾール(5)	
	クミン	プロフェノス	IBP(イプロベンホス)	
	さといも	クロルピリホス(2)		
	ウーロン茶	フィプロニル		
	きくらげ	クロルピリホス		
	しそ(大葉を含む)		ピリメタニル	
	しょうが		チアトキサム	
	スナップエンドウ		ジメモルフ	
	菜の花		ハロキシホッフ	
	にら		トリアゾホス	
	ねぎ		ピリタベン	
	まつたけ	クロルピリホス		
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-D(18)	18
エクアドル	カカオ豆		2,4-D(16)	16
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス(6)	2,4-D(2)	9
	カカオ豆	フィプロニル		
ガーナ	カカオ豆	イミダクロプリド、クロルピリホス シヘルメリン	フェンハレレート(3)	6
ブルキナファソ	ゴマの種子		イミダクロプリド(6)	6
韓国	トマト		フルキンコナゾール(3)	4
	とうがらし(香辛料)		ジフェノナゾール	
コートジボワール	カカオ豆		2,4-D(4)	4
タイ	赤とうがらし		ジフェノナゾール	4
	オオバコエンドロ	クロルピリホス		
	ドリアン		メタラキシル及びメフェキサム	
	にがうり		メタラキシル及びメフェキサム	
タンザニア	ゴマの種子		イミダクロプリド(4)	4
米国	ラズベリー		トキサフェノジト(2)	4
	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス	
	とうもろこし	ピリミホスメチル		
インド	クミン	プロフェノス		3
	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス	
	フェネル	プロフェノス		

生産国	品目分類	違反内容		件数※	
		基準値あり	一律基準		
フィリピン	おくら		フルアジホップ [°]	3	
	パパイヤ	シペルトリン			
	マンゴー	アゾキシストロビン			
ベトナム	青とうがらし		ジフェコナゾール、プロピコナゾール	3	
	赤とうがらし		ジフェコナゾール		
南アフリカ共和国	グレープフルーツ		エホキシコナゾール(3)	3	
イタリア	うるち精米	ピリミホスメチル(2)		2	
エジプト	キンセンカ	クロルピリホス、プロフェノホス		2	
チリ	キウイ		フェンヘキサミド [°]	2	
	ぶどう	プロフェノホス			
英国	パースニップ		テフコナゾール	1	
シンガポール	ウーロン茶	フィプロニル		1	
パラグアイ	ゴマの種子		カルバリル(NAC)	1	
ブラジル	マンゴー	シペルトリン		1	
ペルー	キノア	フィプロニル		1	
ベルギー	パースニップ		ジフェコナゾール	1	
ポリビア	チャシード [°]	2,4-D		1	
ミャンマー	ゴマの種子		イミダクロプリド [°]	1	
モザンビーク	ゴマの種子	2,4-D		1	
総計				(延数) ^{※1}	137
				(実数) ^{※2}	135

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-④ 指定外添加物の使用に係る違反及び食品添加物の使用基準違反状況
(平成 27 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
フランス	チョコレート類	アゾルビン(5)、キノリンイエロ ー		13
	健康食品		ソルビン酸(5)	
	菓子類(洋菓子)		二酸化硫黄	
	調味料(マスタード 調整品)		二酸化硫黄	
中国	漬け物(野菜)		スクラロース(2)	11
	塩蔵野菜		二酸化硫黄	
	柏葉		二酸化硫黄	
	乾めん		二酸化硫黄	
	ゴマ油	TBHQ		
	調味料(その他)	TBHQ		
	調味料(とうがらし 調整品)	サイクラミン酸		
	朴葉		二酸化硫黄	
	米菓	TBHQ		
	豆類の粉	サイクラミン酸		
台湾	菓子類(その他)		ソルビン酸(5)	10
	農産加工品 (その他)		安息香酸、ソルビン酸	
	菓子類(ケーキ類)	サイクラミン酸		
	シロップ	サイクラミン酸		
	スナック菓子類	TBHQ		
ブラジル	菓子類(ケーキ類)		プロピオン酸(3)	10
	ビスケット類	TBHQ(2)		
	菓子類ミックス		BHT	
	シロップ	ファーストレッド E		
	調味料(ケチャップ)		ソルビン酸	
	調味料(ソース)		ソルビン酸	
	粉末ジュース		安息香酸	
韓国	からしめんたいこ		亜硝酸ナトリウム、ソルビン酸 カリウム、ポリソルベート	9
	魚類の内臓加工品		ポリソルベート	
	健康食品		ステアロイル乳酸カルシウム	
	調味料(その他)		ソルビン酸	
	水産動物類調味品		ポリソルベート	
	その他の食品		ポリソルベート	
	野菜の調整品		ポリソルベート	

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
ベトナム	菓子類(洋菓子)	ファーストレッド E、ブリリアントブラック BN		9
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル	パラオキシ安息香酸プロピル	
	菓子類(その他)	ファーストレッド E		
	魚類無調味乾製品		二酸化硫黄	
	水産動物類無調味乾製品	オレンジ II		
	漬け物(野菜類)		安息香酸	
	冷凍食品(水産動物類)		二酸化硫黄	
イタリア	果実酢		ソルビン酸、二酸化硫黄	8
	ピスタチオナッツペースト		銅クロロフィル、銅クロロフィリンナトリウム	
	いったカフェインレスコーヒー豆		酢酸エチル	
	加熱食肉製品		亜硝酸根	
	食塩	ヨウ素酸カリウム		
	チョコレート類	アゾルビン		
インド	菓子類(その他)	TBHQ	二酸化硫黄	8
	菓子類(洋菓子)	TBHQ		
	調理用ミックス	アゾルビン		
	ミックススパイス	ヨウ素化塩		
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	TBHQ		
	冷凍えび		二酸化硫黄	
	冷凍まぐろ	一酸化炭素		
タイ	果実の調整品		二酸化硫黄	6
	乾燥野菜		二酸化硫黄	
	固形スープ類	TBHQ		
	酒類	アゾルビン		
	野菜の調整品		二酸化硫黄	
	冷凍食品(水産動物類)		二酸化硫黄	
米国	キャンディー類	ブリリアントブラック BN(2)		6
	乾燥あんず		二酸化硫黄	
	乾燥すもも		ソルビン酸	
	動物性たんぱく		二酸化硫黄	
	水煮(とうもろこし)		二酸化硫黄	
ルーマニア	ビスケット類		二酸化硫黄(6)	6
バングラデシュ	即席めん	TBHQ(2)、ヨウ素化塩(2)		4

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
チリ	レモン		イマザリル(3)	3
フィリピン	乾燥ココナッツ		二酸化硫黄	3
	シロップ漬け(果実)		二酸化硫黄	
	ゆでだこ		二酸化硫黄	
ペルー	チョコレート類	TBHQ(2)		2
インドネシア	糖類		二酸化硫黄(2)	2
英国	ベーカリー製品		ソルビン酸カリウム	2
	冷凍えび		二酸化硫黄	
スリランカ	野菜の調整品		安息香酸ナトリウム(2)	2
マルタ	冷凍まぐろ	一酸化炭素(2)		2
イスラエル	シロップ	サイクラミン酸		1
オーストリア	グレープジュース		二酸化硫黄	1
スペイン	漬け物(野菜)		安息香酸	1
ドイツ	いくら		亜硝酸根	1
ニュー・カレドニア	冷凍えび		二酸化硫黄	1
ニュージーランド	ぶどう酒		硫酸銅	1
ベルギー	チョコレート類	パテントブルーV		1
香港	乾燥あんず		二酸化硫黄	1
南アフリカ共和国	乾燥ぶどう		二酸化硫黄	1
メキシコ	冷凍食品(果実類)		ソルビン酸	1
総計	(延数)※1	44	82	126
	(実数)※2	42	79	121

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-⑤ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生)に係る違反状況(平成 27 年度)

生産国	品目分類	件数
米国	小麦(14)	22
	米(6)	
	大豆(2)	
タイ	米(16)	16
コロンビア	コーヒー豆(15)	15
カナダ	小麦(6)	9
	菜種(3)	
エチオピア	コーヒー豆(7)	7
インドネシア	コーヒー豆(6)	6
ホンジュラス	コーヒー豆(6)	6
タンザニア	コーヒー豆(5)	5
ブラジル	コーヒー豆(4)	5
	大豆	
オーストラリア	小麦(2)	3
	米	
ベトナム	コーヒー豆(3)	3
ロシア連邦	大豆(2)	3
	小豆	
ペルー	コーヒー豆(2)	2
イタリア	小麦の粉	1
ドミニカ共和国	コーヒー豆	1
ミャンマー	バター豆	1
ラオス	コーヒー豆	1
総計		106

表 8-⑥ 残留動物用医薬品に係る違反状況(平成 27 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数※
		基準値超過	含有してはならない	検出されるものであってはならない	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(14)、スルフアジアジン	フラゾリドン(AOZ として)(7)、クロラムフェニコール(2)	33
	かわはぎ			クロラムフェニコール(7)	
	蜂の子		オキシテトラサイクリン		
	いか			クロラムフェニコール	
インド	えび			フラゾリドン(AOZ として)(7)	8
	鶏卵		エンロフロキサシン		
フランス	鶏肉	ナイカルバジン(4)			4
中国	えび			フラゾリドン(AOZ として)	2
	スッポン		エンロフロキサシン		
イタリア	鶏卵			フラゾリドン(AOZ として)	1
カナダ	プロポリス			クロラムフェニコール	1
タイ	豚肉			フラゾリドン(AOZ として)	1
フィリピン	鶏肉	イトキシキン			1
米国	プロポリス			クロラムフェニコール	1
総計				(延数)※1	52
				(実数)※2	52

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-⑦ 器具、容器包装及びおもちゃに係る規格違反状況(平成 27 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	合成樹脂	蒸発残留物(9)、フタル酸ビス(3)、着色料(2)、鉛(2)、過マンガン酸カリウム消費量	26
	組み合わせ	蒸発残留物(3)、着色料、フタル酸ビス(おもちゃ)	
	ゴム	垂鉛(2)	
	磁器	鉛	
	ホウロウ引き	カドミウム	
台湾	合成樹脂	蒸発残留物(4)	6
	組み合わせ	蒸発残留物(2)	
ドイツ	合成樹脂	蒸発残留物	2
	ゴム	垂鉛	
イタリア	合成樹脂	カプロラクタム	1
ベトナム	ゴム	垂鉛	1
香港	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	1
メキシコ	合成樹脂	鉛	1
ロシア連邦	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	1
総計		(延数)※1	39
		(実数)※2	32

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-⑧ その他の違反状況(平成 27 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※	
中国	食品添加物	成分規格(8)	20	
	乾めん	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換え米の検出(6)		
	ふぐ	輸入を認められていないふぐの混入(5)		
	冷凍食品(果実類)	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えパパイヤの検出		
スペイン	乾燥食肉製品	水分活性(4)	4	
タイ	果実調整品	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えパパイヤの検出(3)	4	
	ミネラルウォーター	ホルムアルデヒド		
ドイツ	食品添加物	成分規格(3)	3	
英国	食品添加物	成分規格(2)	2	
ベトナム	冷凍えび	放射線照射	2	
	冷凍食品(果実類)	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えパパイヤの検出		
アイルランド	牛舌	衛生証明書不添付	1	
イタリア	食品添加物	成分規格	1	
オーストラリア	乾燥食肉製品	水分活性	1	
カナダ	食品添加物	成分規格	1	
韓国	食品添加物	成分規格	1	
ジョージア	ミネラルウォーター	ホウ素	1	
フランス	食品添加物	成分規格	1	
米国	食品添加物	成分規格	1	
メキシコ	食塩	食用外油の付着	1	
総計			(延数)※1	44
			(実数)※2	38

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 9 海外情報に基づき行った主な監視強化(平成 27 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4月	フランス	ナチュラルチーズ (サルモネラ汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズからサルモネラが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
5月	フランス	ナチュラルチーズ (サルモネラ汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズからサルモネラが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
6月	南アフリカ 共和国	ぶどう酒 (ガラス片混入のおそれ)	南アフリカにおいて、ぶどう酒にガラス片が混入していたとして製造者が自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
8月	フランス	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス 汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズからリステリア・モノサイトゲネスが検出され、自主回収を行っており、また回収対象製品が日本に輸出されているとの情報を受け、回収対象製造者が製造したナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る)が輸入届出された場合には、貨物を保留の上、自主検査を行う措置を講じた。
10月	フランス	ナチュラルチーズ (サルモネラ汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズからサルモネラが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
11月	米国	清涼飲料 (ガラス片混入のおそれ)	米国において、清涼飲料にガラス片が混入していたとして製造者が自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
3月	イタリア	オリーブ漬け物 (硫酸銅不正使用のおそれ)	イタリアにおいて、オリーブに硫酸銅が不正使用され、警察当局が捜査をしているとの報道がなされたことを受け、イタリア産オリーブ漬け物が輸入届出された場合には、輸入届出の製造者が捜査の対象であるか確認し、捜査の対象外であることが確認できない場合は、貨物の保留等を行う措置を講じた。

表 10 主な二国間協議及び現地調査(平成 27 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
韓国産青とうがらし (残留農薬)	平成27年1月から協議開始。平成27年9月、残留農薬に係る対日輸出管理体制が示されたことから、韓国政府により登録された輸出者から輸出される生鮮青とうがらしについては検査命令を免除する体制とした。	—
フィリピン産おくら (残留農薬)	平成27年6月から協議開始。フィリピン政府より、残留農薬に係る違反事例に対する原因究明及び再発防止対策が示され、管理体制に問題がないことを確認した。	—
韓国産トマト (残留農薬)	平成27年9月から協議開始。トマトの残留農薬に係る対日輸出管理体制が示されたことから、韓国政府により登録された輸出者から輸出される生鮮トマトについては検査命令を免除する体制とした。	—
イタリア産オリーブ漬け物 (硫酸銅)	平成28年2月から協議開始。協議継続中。	—
オーストラリア産牛肉 (BSE)	平成26年5月より輸入を再開した脊柱付き牛肉(Tボーン)について、現地調査を実施し、対日輸出登録施設において輸出条件が遵守されていることを確認した。	平成 27 年 5 月
スウェーデン産牛肉 (BSE)	平成27年4月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、スウェーデン政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成28年2月に輸入を解禁した。	平成 27 年 10 月
ブラジル産牛肉 (BSE)	平成26年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、ブラジル政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成27年12月に輸入を解禁した。	平成 27 年 10 月
ノルウェー産牛肉 (BSE)	平成27年4月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、ノルウェー政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成28年2月に輸入を解禁した。	平成 27 年 10 月
デンマーク産牛肉 (BSE)	平成27年7月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、デンマーク政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成28年2月に輸入を解禁した。	平成 27 年 11 月
米国産牛肉 (BSE)	対日輸出プログラムについて、現地調査を実施し、対日輸出認定施設において遵守されていることを確認した。	平成 27 年 12 月
カナダ産牛肉 (BSE)	対日輸出プログラムについて、現地調査を実施し、対日輸出認定施設において遵守されていることを確認した。	平成 27 年 12 月

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
スイス産牛肉 (BSE)	平成27年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、スイス政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認した。 (平成28年7月に輸入を解禁)	平成28年2～3月
リヒテンシュタイン産牛肉 (BSE)	平成27年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、リヒテンシュタイン政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認した。 (平成28年7月に輸入を解禁)	平成28年2～3月
イタリア産牛肉 (BSE)	BSE対策等に関する情報収集を行うとともに、平成28年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、イタリア政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認した。 (平成28年5月に輸入を解禁)	平成27年6月及び 平成28年3月
オーストリア産牛肉 (BSE)	オーストリア政府と協議を行い、現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成28年3月
タイ産アスパラガス、おくら、 バナナ、マンゴー、マンゴスチン (残留農薬)	平成25年11月、検査命令免除対象輸出者より残留農薬に係る違反貨物が確認されたことから協議開始。タイ政府の原因究明及び再発防止対策及び現地調査での指摘内容について、平成27年4月、残留農薬に係る対日輸出管理プログラムに反映された。	平成27年2月
ベトナム産食品 (異物)	平成26年7月、冷凍ししゃもに異物が混入していたとして協議開始。平成27年5月、ベトナム政府の原因究明及び再発防止策を踏まえ、通常の監視体制とした。	平成27年3月
オーストラリア産二枚貝 (麻痺性貝毒)	平成24年10月から協議開始。オーストラリア政府において再発防止策が示されたことを受け、平成27年5月、検証のため現地調査を実施し、再発防止策が適切に実施されていることを確認したことから、通常の監視体制とした。	平成27年5月
フィリピン産マンゴー (残留農薬)	平成27年3月、検査命令免除対象輸出者より残留農薬に係る違反貨物が確認されたことから協議開始。フィリピン政府において残留農薬に係る違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、マンゴー農家等の現地調査を実施した。協議継続中。	平成28年2月

表 11 輸出国事前調査(平成 27 年度)

インドネシア	
調査対象	インドネシアにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア共和国食料法 (NO.7/1996) ・改正インドネシア共和国食料法 (NO.18/2012) ・Fisheries Law No.31/2004 amendment No. 45/2009 ・水産物の品質と食品安全に関する法律 (NO. PER 01/MEN/2007 amendment PER.19/MEN/2010) 等
概要	<p>インドネシアにおける食品衛生規制について、インドネシア政府海洋水産省、国家医薬品食品監督庁担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、まぐろ加工施設及び鶏肉加工施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>
ドイツ	
調査対象	ドイツにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法総合原則 (Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則 (Regulation (EC) No. 852/2004) ・動物起源食品特別衛生規則 (Regulation (EC) No. 853/2004) ・動物起源食品特別公的統率規則 (Regulation (EC) No. 854/2004) ・公的統制規則 (Regulation (EC) No. 882/2004) ・食品・日用品・飼料法典 (Lebensmittel- und Futtermittelgesetzbuch) 等
概要	<p>ドイツにおける食品衛生規制について、連邦消費者保護・食品安全庁、ニーダーザクセン州農業省担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてドイツ政府関係者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、鶏卵加工施設及び食肉加工施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

フランス	
調査対象	フランスにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法総合原則 (Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則 (Regulation (EC) No. 852/2004) ・動物起源食品特別衛生規則 (Regulation (EC) No. 853/2004) ・動物起源食品特別公的統率規則 (Regulation (EC) No. 854/2004) ・公的統制規則 (Regulation (EC) No. 882/2004) ・食品飼料の微生物基準 (Regulation (EC) No. 2073/2005)
概要	<p>フランスにおける食品衛生規制について、フランス農業・農産加工業・林業省担当者より説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、食肉加工施設及びチーズ製造施設のリステリア・モノサイトゲネスの管理状況等について現地調査を実施した。</p>
ベトナム	
調査対象	ベトナムにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全法 ・食品安全衛生令 ・食品安全衛生令の条項の実施を詳述する命令
概要	<p>ベトナムにおける食品衛生規制について、ベトナム政府担当者より説明を受け、ベトナム国内の動物用医薬品の管理及び検査状況について意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び輸出関係業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、漁港、えびの養殖池及びかわはぎ、サーモン及びえび加工工場における動物用医薬品の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

表 12 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
輸入相談実施件数	15,122	13,962	12,492	11,826	13,086
品目別輸入相談件数	27,334	27,825	23,903	24,360	24,377
品目別違反該当件数	354	372	354	257	364

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(平成27年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	1	0.2	輸入を認められていない形態のふぐ
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	4	0.9	BSE発生国の牛肉を使用した食肉製品 当該国からは衛生証明書の受け入れが認められていない畜種の食肉製品
第10条 (添加物等の販売等の制限)	189	41.0	Ｌ-システイン、TBHQ、亜セレン酸ナトリウム、アゾルビン、アルミノケイ酸ナトリウム、塩化クロム、カルボキシメチルセルロース、カルミン、クエン酸マグネシウム、グリチルリチン酸モノアンモニウム、酸化亜鉛、ペテロステルベン、メタ酒石酸、モリブデン酸ナトリウム、ヨウ素化塩、等
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	263	57.0	清涼飲料水の製造基準不適合(殺菌不足)、調味料(対象外食品)への安息香酸ナトリウムの使用、清涼飲料水へのソルビン酸カリウムの過量使用、等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	4	0.9	器具の規格違反
総計	461(延数) ^{※1} 364(実数) ^{※2}		

※1 項目別の延べ件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表 14 輸入相談における違反状況(平成 27 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数*
米国	健康食品	指定外添加物(フィトナジオン(2)、 α -カロテン、クロスカルメロースナトリウム、セレンメチオニン、ヒアルロン酸ナトリウム、ピコリン酸クロム、ポリビニルアルコール、メチルコバラミン、モリブデン酸ナトリウム、ヨウ化カリウム、リンゴ酸カルシウム、リンゴ酸マグネシウム、亜セレン酸ナトリウム、塩化クロム、無水カフェイン、硫酸マンガンの使用 添加物(オレイン酸ナトリウム、ヘキサシ、マンニトール、メチルエチルケトン、酢酸エチル)の対象外使用 添加物(ケイ酸カルシウム、リン酸一水素カルシウム)の過量使用	24
	清涼飲料水	指定外添加物(グリチルリチン酸モノアンモニウム(2)、ペテロステルベン(2)、L-アラニル L-グルタミン、サフロール、乳酸マグネシウム)の使用 添加物(硫酸亜鉛(3)、ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用 製造基準(殺菌時間(5))不適合 添加物(スクラロース、ポリプロピレングリコール)の過量使用	19
	粉末清涼飲料	指定外添加物(アルミノケイ酸ナトリウム(6)、グリチルリチン酸モノアンモニウム(2)、ペテロステルベン(2)、L-アラニル L-グルタミン、L-アルギニン塩酸塩、アスパラギン酸L-アルギニン、メチルコバラミン、ライスレシチン)の使用 添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	16
	冷凍食品(穀類調整品)	添加物(ソルビン酸(4)、ソルビン酸カリウム(4)、プロピオン酸(2)、プロピオン酸ナトリウム(2))の対象外使用	12
	アイスクリーム原料	添加物(ソルビン酸(2)、ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	4
	調味料	添加物(エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム、ステアロイル乳酸カルシウム、安息香酸ナトリウム)の対象外使用	3
	菓子類	指定外添加物(スチレンブタジエンゴム(共重合体))の使用 添加物(エステルガム)の対象外使用	2
	シロップ	添加物(安息香酸ナトリウム)の過量使用(2)	2
	菓子類ミックス	添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1
	コーヒー豆	添加物(酢酸エチル)の対象外使用	1
	チョコレート	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	漬け物野菜	添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1
	パン	指定外添加物(アゾジカルボンアミド)の使用	1
	冷凍食品(菓子類)	添加物(ポリソルベート 80)の過量使用	1
	冷凍食品(穀類)	添加物(プロピオン酸カルシウム)の対象外使用	1
冷凍食品(野菜)	指定外添加物(L-システイン)の使用	1	

90

生産国	品目	違反該当内容	件数*
フランス	健康食品	指定外添加物(塩化クロム(5)、モリブデン酸ナトリウム(3)、亜セレン酸ナトリウム(3)、グルコン酸マグネシウム(2)、クエン酸コリン、クエン酸マグネシウム、グルコン酸マンガン、クロスカルメロースナトリウム、ピコリン酸クロム、亜塩化クロム)の使用 添加物(ソルビン酸カリウム(2)、ステアリン酸マグネシウム、安息香酸ナトリウム)の対象外使用	23
	粉末清涼飲料	添加物(ソルビン酸カリウム(2)、安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用	4
	菓子類	指定外添加物(パテントブルーV (2)、アゾルビン)の使用	3
	食肉製品	添加物(BHT、没食子酸プロピル)の対象外使用 放射線照射	3
	シロップ	添加物(カルボキシメチルセルロースナトリウム、塩化カルシウム)の過量使用	2
	清涼飲料水	指定外添加物(パントテン酸)の使用 製造基準(殺菌・除菌の実施)不適合	2
	チョコレート	指定外添加物(カルミン酸のアルミニウムレーキ、クエン酸マグネシウム)の使用	2
	魚介類加工品	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	魚卵加工品	指定外添加物(ホウ酸)の使用	1
	乳製品	添加物(亜酸化窒素)の対象外使用	1
	油脂類	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
フィリピン	調味料	指定外添加物(ヨウ素化塩(8))の使用 添加物(安息香酸ナトリウム(8))の対象外使用	16
	菓子類	指定外添加物(ヨウ素化塩(4))の使用	4
	缶詰	指定外添加物(ヨウ素化塩(3))の使用	3
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	指定外添加物(ヨウ素化塩(2))の使用	2
	アルコール飲料	添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1
	果実加工品	添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1
	ジャム	指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	食肉製品	指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	清涼飲料水	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	調理用ミックス	指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	乳製品	指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
インド	調味料	添加物(ソルビン酸カリウム(10)、安息香酸ナトリウム(3))の対象外使用 指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	14	31
	冷凍食品(穀類調整品)	指定外添加物(L-システイン(3))の使用 添加物(L-システイン塩酸塩(3))の対象外使用	6	
	ゼラチンカプセル	指定外添加物(アズルビン、パラオキシ安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸プロピルナトリウム、ラウリル硫酸ナトリウム)の使用 添加物(流動パラフィン)の対象外使用	5	
	漬け物野菜	指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用 添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	2	
	健康食品	添加物(デンブングリコール酸ナトリウム)の過量使用	1	
	はちみつ	抗生物質(テトラサイクリン)の検出	1	
	油脂類	指定外添加物(TBHQ)の使用	1	
	冷凍食品(穀類)	添加物(プロピオン酸カルシウム)の対象外使用	1	
スペイン	アルコール飲料	添加物(三酸化鉄(4))の対象外使用 指定外添加物(ケイ酸アルミニウムカリウム(3))の使用	7	24
	清涼飲料水	添加物(ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用 製造基準(殺菌・除菌の実施(2))不適合	6	
	海藻加工品	添加物(ソルビン酸カリウム(2)、安息香酸ナトリウム(2)、銅クロロフィル)の対象外使用	5	
	魚卵加工品	添加物(安息香酸ナトリウム、銅クロロフィル)の対象外使用	2	
	イミテーションキャビア	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	菓子類	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	チョコレート	添加物(三酸化鉄)の対象外使用	1	
	ナチュラルチーズ	指定外添加物(炭酸水素カリウム)の使用	1	
タイ	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	指定外添加物(ヨウ素化塩(8))の使用 製造基準(殺菌時間(2))不適合	10	24
	果実加工品	添加物(二酸化硫黄(3))の過量使用	3	
	食肉製品	指定外添加物(ヨウ素化塩(3))の使用	3	
	清涼飲料水	製造基準(殺菌時間(2))不適合 指定外添加物(グルクロノラクトン)の使用	3	
	冷凍食品(果実)	指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用 添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	
	菓子類	添加物(ソルビン酸)の対象外(チリソースへの)使用	1	
	菓子類ミックス	添加物(炭酸カルシウム)の過量使用	1	
	健康食品	添加物(ステアリン酸マグネシウム)の対象外使用	1	

生産国	品目	違反該当内容	件数*
イタリア	ジェラート原料	指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(9))の使用	9
	菓子類	指定外添加物(L-酒石酸カリウムナトリウム、酒石酸ナトリウムカリウム)の使用 添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3
	スープ類	指定外添加物(ヨウ素化塩(2))の使用	2
	チョコレート	指定外添加物(グリーンS、炭酸水素カリウム)の使用	2
	アイスクリーム原料	指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	1
	菓子類ミックス	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	コーヒー豆	添加物(酢酸エチル)の対象外使用	1
	調味料	指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	ピスタチオナッツペースト	添加物(銅クロロフィリンナトリウム)の対象外使用	1
	油脂類	指定外添加物(アルゴン)の使用	1
台湾	清涼飲料水	製造基準(殺菌・除菌の実施(2)、殺菌時間)不適合 添加物(ステロイル乳酸ナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	6
	健康食品	添加物(ステアリン酸マグネシウム(2)、グルコン酸亜鉛、トコフェロール酢酸エステル)の対象外使用 指定外添加物(ポリエチレングリコール)の使用	5
	果実加工品	添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用 添加物(スクラロース)の過量使用	2
	菓子類	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 添加物(スクラロース)の過量使用	2
	穀類加工品	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 添加物(プロピレングリコール)の過量使用	2
	菓子類ミックス	添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1
	調味料	指定外添加物(TBHQ)の使用	1
中国	調味料	添加物(ソルビン酸(5)、ソルビン酸カリウム(3))の対象外使用	8
	油脂類	添加物(ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用	4
	果実加工品	添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2
	器具	規格基準(フタル酸ビスの溶出・侵出防止)不適合	1
	健康食品	指定外添加物(β -アラニン)の使用	1
	漬け物野菜	指定外添加物(グルクロノラクトン)の使用	1
	ふぐ	輸入を認められていない形態(身欠きふぐ)	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
英国	清涼飲料水	添加物(エステルガム(9))の対象外使用 指定外添加物(アズルビン、キノリンイエロー、パテントブルー)の使用	12	17
	チョコレート	添加物(ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム)の対象外使用	2	
	器具	規格基準(カドミウムの過量検出)不適合	1	
	健康食品	指定外添加物(クエン酸マグネシウム)の使用	1	
	粉末清涼飲料	指定外添加物(クエン酸亜鉛)の使用	1	
韓国	健康食品	指定外添加物(フマル酸第一鉄(2)、酸化亜鉛(2)、フタル酸ヒドロキシプロピルメチルセルロース、重酒石酸コリン)の使用 添加物(炭酸カルシウム)の過量使用	7	14
	調味料	添加物(L-システイン塩酸塩、パラオキシ安息香酸エステル類、パラオキシ安息香酸エチル)の対象外使用 添加物(ポリソルベート80)の過量使用	4	
	菓子類	添加物(ステアリン酸マグネシウム)の対象外使用	1	
	スープ類	添加物(L-システイン塩酸塩)の対象外使用	1	
	粉末清涼飲料	添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
ロシア	冷凍食品(菓子類)	添加物(ソルビン酸カリウム(3)、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム(2))の対象外使用	5	14
	調味料	添加物(ソルビン酸カリウム(2)、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム、安息香酸ナトリウム)の対象外使用	4	
	チョコレート	指定外添加物(TBHQ(2))の使用 添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3	
	魚介類加工品	添加物(安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用	2	
オーストラリア	健康食品	指定外添加物(ポリエチレングリコール(2)、架橋カルボキシメチルセルロースナトリウム(2)、グルコサミン硫酸塩、酸化鉄(黒色))の使用 添加物(ポリビニルピロリドン(2))の対象外使用 添加物(スクラロース、プロピレングリコール)の過量使用	10	12
	砂糖代替品	指定外添加物(アルミノケイ酸ナトリウム(2))の使用	2	
ベルギー	チョコレート	指定外添加物(アスコルビン酸カリウム、メタ酒石酸、二炭酸ジメチル)の使用 添加物(チアベンダゾール、ナタマイシン、ビオチン)の対象外使用	6	11
	冷凍食品(穀類)	添加物(二酸化ケイ素(2))の使用基準(最終製品の完成前に除去)違反	2	
	アルコール飲料	添加物(硫酸銅)の対象外使用	1	
	清涼飲料水	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	冷凍食品(菓子類)	指定外添加物(アミド化ペクチン)の使用	1	

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
メキシコ	漬け物野菜	指定外添加物(ヨウ素化塩(3))の使用 添加物(安息香酸ナトリウム(3))の対象外使用	6	10
	菓子類	指定外添加物(酸化亜鉛(2)、アゾルビン)の使用	3	
	冷凍食品(穀類)	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
インドネシア	即席麺	添加物(ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム)の対象外(調味スープへの)使用 指定外添加物(TBHQ)の使用(調味油)	3	10
	菓子類	指定外添加物(TBHQ)の使用 添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	2	
	食肉製品	衛生証明書の受け入れが認められていない畜種(2)	2	
	穀類加工品	指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
	チョコレート	添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
	調味料	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
トルコ	清涼飲料水	添加物(ソルビン酸カリウム(6)、エステルガム(2))の対象外使用	8	9
	果実加工品	添加物(塩化カルシウム)の過量使用	1	
オランダ	チョコレート	指定外添加物(カルミン(3))の使用 添加物(三酸化鉄(2))の対象外使用	5	8
	菓子類	添加物(ステアリン酸マグネシウム(2)、安息香酸ナトリウム)の対象外使用	3	
ドイツ	清涼飲料水	製造基準(殺菌・除菌の実施(4)、殺菌時間)	5	8
	食品製造用機械	成分規格(カプロラクタム、蒸発残留物)不適合	2	
	香辛料	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
マレーシア	調味料	添加物(安息香酸ナトリウム(6))の対象外使用 添加物(安息香酸ナトリウム)の過量使用(しょう油)	7	7
パキスタン	野菜加工品	添加物(ソルビン酸カリウム(2)、安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用	4	6
	菓子類	添加物(BHA(2))の対象外使用	2	
ベトナム	ココナッツ	添加物(ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム)の対象外使用	2	5
	調味料	添加物(ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム)の対象外使用	2	
	冷凍食品(スープ)	添加物(銅クロロフィリンナトリウム)の対象外使用	1	
クロアチア	アルコール飲料	指定外添加物(メタ酒石酸(3)、カルボキシメチルセルロース(2))の使用	5	5
デンマーク	魚介類加工品	添加物(安息香酸ナトリウム(4)、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	5	5
カナダ	粉末清涼飲料	指定外添加物(クエン酸マグネシウム、塩化コリン)の使用	2	2
チェコ	コラーゲンケーシング	指定外添加物(ポリ-1-デセン(2))の使用	2	2
ブラジル	食肉製品	BSE発生国の牛肉を使用(2)	2	2

生産国	品目	違反該当内容	件数※	
香港	果実加工品	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 添加物(ソルビン酸カリウム)の過量使用(干しすもも)	2	2
アルゼンチン	ナチュラルチーズ	添加物(銅クロロフィル)の対象外使用	1	1
カンボジア	健康食品	指定外添加物(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)の使用	1	1
スイス	健康食品	指定外添加物(L-メチル葉酸カルシウム)の使用	1	1
セルビア	魚卵加工品	添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	1
ニュージーランド	健康食品	指定外添加物(メタルキル酸共重合物)の使用	1	1
ブルガリア	菓子類	指定外添加物(炭酸水素マグネシウム)の使用	1	1
ポーランド	チョコレート	指定外添加物(カルミン)の使用	1	1
ポルトガル	清涼飲料水	製造基準(殺菌・除菌の実施)不適合	1	1
ミャンマー	粉末清涼飲料	添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	1
総計			461	

※件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 27 年度)

生産国	品目	違反内容	件数※
インドネシア	調味料	サイクラミン酸	1
韓国	養殖ひらめ	クドア・セブテンブクタータ	1
タイ	竹の子漬け物	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1
中国	冷凍食品(未成熟いんげん)	フィプロニル	1
フィリピン	バナナ	ピフェントリン	1
ブラジル	菓子	TBHQ	1
フランス	鶏肉	ナイカルバジン	1
ベルギー	チョコリ	メタラキシル及びメフェノキサム	1
総計			8

(参考) 主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
亜硝酸ナトリウム	添加物(発色剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アゾキシストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術。
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イマザリル	添加物(防ばい剤)
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトキシキン	飼料添加物(酸化防止剤)
エポキシコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキソリニック酸	動物用医薬品(合成抗菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
クドア・セプテンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クマホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物
酢酸エチル	添加物(溶剤)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす。)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)

用語	説明
ジウロン	農薬(フェニル尿素系除草剤)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(殺菌剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアロイル乳酸カルシウム	添加物(乳化剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌 026、0145、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
ディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
ナイカルバジン	動物用医薬品(内寄生虫用剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される。)
パラオキシ安息香酸プロピル	添加物(保存料)
ハロキシホップ	農薬(除草剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリダベン	農薬(殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(アニリノピリミジン系殺菌剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系共力剤)
フェントロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンヘキサミド	農薬(ヒドロキシアニリド系殺菌剤)

用語	説明
フタル酸ビス	可塑剤
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルアジホップ	農薬(アリールオキシフェノキシプロピオン酸系除草剤)
フルキンコナゾール	農薬(殺菌剤)
フルジオキシニル	農薬(フェニルピロール系殺菌剤)
プロピオン酸	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メキシフェノジド	農薬(ベンゾイルホドラジン系殺虫剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
硫酸銅	添加物(強化剤)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
BHT(ジブチルヒドロキシトルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)